

# 障害者に関連した法的 イニシアティブの要約\*3

## 1920年全米職業リハビリテーション法

(National Vocational Rehabilitation Act of 1920)

連邦/州のリハビリテーション・サービス・システムを制定。

## 1954年職業リハビリテーション法

(Vocational Rehabilitation Act of 1954)

技術革新と発展のための助成金及び職業訓練のための単科大学と総合大学への助成金を認可。

## 1935年社会保障法 (Social Security Act of 1935)

「障害」を持つ子供のために連邦/州の健康サービス・システムを制定。恒久的に民間のリハビリテーション・事業を認可。

## ワグナー・ペイサー法1954年修正法

(Wagner-Peyser Act Amendments of 1954)

連邦/州政府の雇用対策室が重度の障害を持つ人を支援する職員を指定することを求めた。

## 1938年ワグナー・オーディー法

(Wagner-O'Day Act of 1938)

視覚障害者のためのワークショップから連邦政府が物品やサービスを購入することを認可。

## 社会保障1956年修正法

(Social Security Amendments of 1956)

社会保障身体障害保険信託資金を制定。障害者となった適格労働者に対する支払いが規定された。

## 1938年ランドルフ・シェパード法

(Randolph-Sheppard Act of 1938)

視覚障害者を連邦政府の施設内の売店主として雇用する連邦政府の事業を認可。

## 1958年国家防衛教育法

(National Defense Education Act of 1958)

障害児童の教師の準備のために連邦政府の支援を認可。

3 \*Carri George, Rebecca Ogle, Bobby Silverstein, および司法省の1997年出版物、「障害のある人権法へのガイド」により寄稿された1995年以降制定された法律の要約と一緒に、Kay F.SchrinerおよびAndrew I.Batavia、「障害のある人法と社会政策」、障害とリハビリテーションの百科事典、ニューヨーク：Simon & Schuster Macmillan,1995、から編集された。このチャートはこの報告の文脈にとって重要な法律と修正法を含んでいるが、包括的または全てを含むことは意図していない。

**1963年精神遅滞施設及び地域精神保健センター建設法**

**(Mental Retardation Facilities and Community Mental Health Centers Construction Act of 1963)**

精神遅滞研究センターと関連施設の建設のための助成金の提供。障害を持つ若者と関わりのある教官の訓練を規定した。地域精神保健センターの建設のために州に対する助成金を認可。

**精神遅滞施設及び地域精神保健センター建設法  
1965年修正法**

**(Mental Retardation Facilities and Community Mental Health Centers Construction Act Amendments of 1965)**

地域精神保健センターの最初の職員費用を対象とする助成金事業を制定。

**社会保障法1965年修正法**

**(Social Security Act Amendments of 1965)**

高齢者、視覚障害者及びその他の障害者のために医療扶助（メディケイド）事業を制定。

**1965年初等・中等教育法**

**(Elementary and Secondary Education Act of 1965)**

障害児童を含む困窮した家庭の児童を教育するために、州及び地方政府に対する連邦政府の援助を認可。

**初等・中等教育法1966年修正法**

**(Elementary and Secondary Education Act Amendments of 1966)**

障害児童に対する国家諮問委員会を創設。米国教育局に障害者のための教育局を創設。

**公正労働基準1966年修正法**

**(Fair Labor Standards Amendments of 1966)**

障害を持つ労働者の雇用基準を制定し、最低限度未満の賃金を認可。

**初等・中等教育法1967年修正法**

**(Elementary and Secondary Education Amendments of 1967)**

地域教材センターを認可。視聴覚障害児童のためのセンターとサービスを認可。

**1968年障害児童の早期教育支援法**

**(Handicapped Children's Early Education Assistance Act of 1968)**

障害児童の学齢前及び早期教育のための助成金事業を制定。

**職業教育法1968年修正法**

**(Vocational Education Act Amendments of 1968)**

障害を持つ若者のために、参加州が基本職業教育分担額の10%を割当ててを求めた。

**1968年建築物バリアに関する法律**

**(Architectural Barriers Act of 1968)**

1969年以降、連邦政府の資金で建築または改築された建物と施設の多くがアクセス可能であることが求められた。

**発達障害サービス及び施設の建設1970年修正法**

**(Developmental Disabilities Services and Facilities Construction Amendments of 1970)**

てんかんと脳性麻痺を持つ人に対するサービスを拡張。州の新たな定式的な助成金事業を認可。分類用語で「発達障害」を定義。州レベルで企画会

議を制定。

#### **都市大量輸送交通法1970年修正法**

**(Urban Mass Transportation Act Amendment of 1970)**

利用しやすい大量輸送交通のために州及び地方政府に対する助成金を認可。

#### **1971年ジャビッツ・ワグナー・オーディ法**

**(Javits-Wagner-O'Day Act of 1971)**

視覚障害に加え重度の障害を持つ人のためのワークショップに対する購買権限を拡大。視覚障害者のためのワークショップに関する優先権を1976年まで保持。

#### **社会保障法1972年修正法**

**(Social Security Amendments of 1972)**

医療扶助の対象を障害者に拡大。高齢者、視覚障害者、及びその他の障害者のために補完保障所得 (SSI) 事業を制定。

#### **中小企業投資法1972年修正法**

**(Small Business Investment Act Amendments of 1972)**

非営利のシェルタード・ワークショップ及び障害者に対するローンを規定する「障害者援助貸付制度」を制定。

#### **1973年リハビリテーション法**

**(Rehabilitation Act of 1973)**

連邦政府が支援した事業及び活動並びに連邦政府機関での障害による差別を禁止。連邦政府機関と一部の連邦政府契約者による障害者のための差別是正措置を要求。建築物と輸送バリア順守委員会を制定。

#### **教育法1974年改正法**

**(Education Amendments of 1974)**

連邦政府の資金を受け取る条件として、全ての障害児童に全面的な教育機会を提供する計画と予定表を制定することを州に求めた。

#### **1974年就学前教育、ビジネスチャンス、及び地域社会パートナーシップ法**

**(Headstart, Economic Opportunity, and Community Partnership Act of 1974)**

就学前教育に登録される児童の少なくとも10%は障害児童であることを求めた。

#### **1974年住宅地域開発法**

**(Housing and Community Development Act of 1974)**

障害者及びその家族を含む低所得家庭のために、第8条低所得家庭のための住宅事業を制定。

#### **1975年発達障害支援及び権利章典法**

**(Developmental Disabled Assistance and Bill of Rights Act of 1975)**

発達障害を持つ人の権利に関する議会の所見を記載。保護及び権利擁護サービスのための財政支援を制定。州の計画は脱施設化計画を含むとの要求を追加。州に全てのクライアントに関するリハビリテーション計画を開発し毎年見直しを行うことを求めた。

#### **1975年全障害児教育法**

**(Education for All Handicapped Children Act of 1975)**

パートB資金を受け取る条件として、障害児童のために無料で適切な公的教育を保証する政策を制定することを州に要求。手続き条項、障害児童を可能な最大限の範囲で普通クラスに組み込む手続

き、及び差別のないテストと評価実行のための手続きを制定。

#### リハビリテーション、包括的なサービス、及び発達障害1978年修正法

(Rehabilitation, Comprehensive Services, and Developmental Disabilities Amendments of 1978)

国立障害研究所を設置。障害者全国会議を設置。自立生活サービスのための助成金事業を認可。発達障害の分類上の定義を機能上の定義と置き換えた。保護と権利擁護サービスのために最低限の財政的な支援水準を制定。

#### 1978年公民権委員会法

(Civil Rights Act of 1978)

公民権委員会の権限を障害による差別にまで拡張した。

#### 1979年教育省組織法

(Department of Education Organization Act of 1979)

特殊教育及びリハビリテーション・サービス局を新たに閣僚レベルとして設立された教育省内に設置。

#### 1980年施設入所者公民権法

(Civil Rights of Institutionalized Persons Act of 1980)

障害のある施設入所者の申し立てられた権利侵害に関して州を相手取って訴訟を起こすために司法省に権限を持たせた。

#### 1982年職業訓練協力法

(Job Training Partnership Act of 1982)

障害者を含む「経済的に恵まれない」人々のために訓練と職業紹介サービスを行うことを認可。

#### 障害児教育法1983年修正法

(Education of the Handicapped Act Amendments of 1983)

障害児童の両親を訓練するための助成金を認可。

#### 児童虐待防止法1984年修正法

(Child Abuse Prevention Treatment Act Amendments of 1984)

州の児童保護機関が障害の状態を持った新生児が治療を拒否されているという報告に対応する手続きやこのような治療を求めるための条件を開発することを要求。

#### 1984年発達障害法

(Developmental Disabilities Act of 1984)

優先サービスでの雇用に重点を移した。消費者のために個別リハビリテーション計画を要求。保護と権利擁護サービスのために最低限の財政支援を増額。

#### リハビリテーション法1984年修正法

(Rehabilitation Act Amendments of 1984)

算式配分補助金事業としてクライアント支援事業を制定。独立した機関として米国障害評議会を設定。

#### 1985年包括的予算調整強化法

(Consolidated Omnibus Budget Reconciliation Act of 1985)

従来施設入所者だった人のための一定の就業前サービス及び援助付き雇用を保証するために、発達障害を持つ家庭/コミュニティ・ベースの被用免除を受ける者のために「リハビリテーション」の定義を拡張。引き続き別に入院患者治療が必要な場

合、費用免除事業に基づき酸素吸入器に依存する児童を州が保証することを認可した。

**障害児教育法1986年修正法  
(Education of the Handicapped Act  
Amendments of 1986)**

州が障害を持つ乳児及び幼児並びにその家族のための早期介入システムを開発するために、新たな助成金事業を認可。また、3歳～5歳間の障害児を対象とした就学前事業を提供するためのより大きなインセンティブを州に対して用意。

**1986年障害児童保護法  
(Handicapped Children's Protection Act of 1986)**

障害者の教育法パートBに基づく適正手続きと法的訴えに勝った両親に対し裁判所が妥当な弁護士費用を与えることを認可。

**1986年障害のあるアメリカ人のための雇用機会法  
(Employment Opportunities for Disabled  
Americans Act of 1986)**

1619条(a)及び1619条(b)の勤労奨励金を社会保障法の永久的な特長とした。個人が通常の補完的保障所得 (SSI)、1619条(a)及び1619条(b)の中で適格な状態へ行き来できる規定を追加。

**1986年聾者教育法  
(Education of the Deaf Act of 1986)**

Gallaudet College (米国初の聾学校) を制定する法律を改正し、Gallaudet Universityと名前を変更。Gallaudet Universityが聾児童のためのモデル初等・中等教育機関を運営することを認可。聾者教育法に基づく委員会を制定。

**リハビリテーション法1986年修正法  
(Rehabilitation Act Amendments of 1986)**

「重度障害」の定義は、機能的な(分類上のみならず)基準を含むよう拡張された。初めて「雇用適性 (Employability)」を定義。援助付き雇用のための算式配分補助金事業を追加。研究部門を「国立障害・リハビリテーション研究所」と改名。

**1986年航空会社アクセス法  
(Air Carrier Access Act of 1986)**

航空輸送の提供における障害者差別を禁止。

**1986年精神障害者のための保護及び権利擁護法  
(Protection and Advocacy for Mentally Ill  
Individuals Act of 1986)**

精神障害者のために州全体にわたる権利擁護サービスのための算式配分補助金事業を認可。直接、または契約に基づき、発達障害を持つ人のために保護及び権利擁護システムを提供。

**発達障害及び権利章典法1987年修正法  
(Developmental Disabilities and Bill of Rights  
Act Amendments of 1987)**

基本的な州助成金事業ならびに保護及び権利擁護サービスのための最低限の負担配分の引き上げ。大学関連事業、基本的な州助成金事業、ならびに保護及び権利擁護システムのための最低限の負担配分を増加。

**1988年障害者のための技術関連支援法  
(The Technology-Related Assistance for  
Individuals with Disabilities Act of 1988)**

州全体にわたる支援技術事業を開発するために州に対し助成金を提供。

### 公正住宅法1988年修正法

#### (Fair Housing Act Amendments of 1988)

障害者を住宅での差別から保護されるグループとして加え、障害者が彼らのニーズを満たすために住居に順応できることを保証した。

### 1989年包括的予算調整法

#### (Omnibus Reconciliation Act of 1989)

医療扶助（メディケイド）制度の早期及び定期的な検診、診断ならびに治療事業（EPSDT）に基づき、求められるサービスにおける主要な拡張を含めた。

### 1990年テレビデコーダー回路法

#### (Television Decoder Circuitry Act of 1990)

新しいテレビには、字幕放送機能付きテレビ放送のための能力を持つことを求めた。

### 1990年障害のあるアメリカ人法

#### (Americans with Disabilities Act of 1990)

雇用、公共サービス及び民間事業者により運営される公共施設での障害者差別を禁止し、電気通信サービスが使用できることを求めた。

### リハビリテーション法1992年修正法

#### (Rehabilitation Act Amendments of 1992)

適格であることを判断するための有資格条件と手続きを変更。機関間提携のための条件を強化。消費者関与の条件を強化し、リハビリテーション法に基づく差別是正措置が必要な差別が存在するかどうかを判断するためにADA第1章基準を適用することを規定。

### 1993年家族医療休暇法

#### (Family and Medical Leave Act of 1993)

労働者が、新生児、養子にとられた子供、及び深刻な健康状態を持つ家族または深刻な健康状態から回復する家族を介護するために、年間最大で12週間の無給休暇を取ることを認可。

### 1993年米国投票者登録法

#### (National Voter Registration Act of 1993)

各州の投票者登録法を緩和し、運転免許証を申請した時、または公的扶助及び職業リハビリテーション・事業などの障害者のための事業を提供する事務所で、手紙により投票者登録できるよう州に求めた。

### 1994年2000年の目標：アメリカ教育法

#### (Goals 2000: Educate America Act of 1994)

アメリカの教育目標を達成し、障害を持つ児童のために組織的な学校改革を実行するための枠組みを規定。

### 1996年電気通信法

#### (Telecommunications Act of 1996)

電気通信製造業者及びサービス提供者に、容易に実現可能であれば、機器は障害者により便利かつ利用できるように設計、開発、製造されることを保証するよう求めた。

### 1996年医療保険の相互運用性と説明責任に関する法律

#### (Health Insurance Portability and Accountability Act of 1996)

個人医療保険が入手でき、（転職などに伴い）移動でき、更新でき、事前条件除外を限定すること

を保証することにより、一部のアメリカ人のために医療利用を改善した。

### **1996年精神保健同等待法**

#### **(Mental Health Parity Act of 1996)**

保険会社が、精神病の治療目的に対して、その他の医療条件の治療目的と比べてより低い年間または生涯上限を設けることを禁止する規定を含めた。

### **1996年個人責任と就労機会調停法**

#### **(Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act of 1996)**

期限付き支援と引き換えに仕事を求めるものである。貧しい家族に対する一時的な生活保護 (TANF) が、従来の福祉事業に取って代わり、連邦政府の生活保護給付を終了させた。州、地方、及び部族は、努力維持として知られる州の歴史的な支出水準を維持するために州に基づく要求と一緒に包括補助金配分を受け取った。

### **1997年財政収支均衡法**

#### **(Balanced Budget Act of 1997)**

4733条は、障害を持つ人のために新たな医療扶助購入オプションを規定した。この規定は復職した障害者が彼らの収入が増加するにつれ貧困時の最大250% (個人の粗収入ではなく純収入に基づき) までメディケイドの保証項目を購入できるようにするオプションを州に与えている。

### **障害者教育法1997年修正法 (IDEA)**

#### **(Individuals with Disabilities Education Act Amendments of 1997)**

公式にP.L.94-142または1975年全障害児教育法と

呼ばれるIDEAは、公立学校が全ての適格な障害のある子どもが無料で、個別のニーズに適合した最も制約の少ない環境において、適切な公的教育を利用できるようにすることを求めている。

### **1998年労働力投資法**

#### **(Workforce Investment Act of 1998)**

複数の連邦政府の教育、訓練、及び雇用事業の整理統合を求めた。2003会計年度までのリハビリテーション法事業を再認可し、これらの事業を州及び地方の職業安定機関・制度と連結した。508条を拡張し、全ての連邦政府の部局と機関がアクセス可能な電子情報テクノロジーを調達、使用、維持することを保証した。

### **1998年優良住宅と就労責任法**

#### **(Quality Housing and Work Responsibility Act of 1998)**

住宅都市開発省が資金提供した公営住宅及び資金援助住宅に影響を与えた1998年優良住宅と就労責任法は、従来求められていた障害者及び一部のその他のグループに示されていた連邦政府の優先を削除した。しかし、地方政府の段階ではそのような従来の優先を維持または選択とした。住宅都市開発省が資金提供した公営住宅及び資金援助住宅を提供する公営住宅機関は、同様にこれらの優先及びその他の事項 (この機関が提供する住宅の「障害に関連した居住者構成」及び利用可能性事項における変化など) を反映した年次計画及び5ヵ年計画を開発しなければならない。公営住宅機関は同様に、彼らの計画と実施が全ての連邦市民権法と公正住宅法 (障害者及びその他保護されている分野を対象とする法律を含む) を順守していることを証明しなければならない。

### **1998年障害者への技術関連支援法**

#### **(Assistive Technology Act of 1998)**

障害者の支援技術ニーズに対処するため州の助成金事業並びに保護と権利擁護システムを認可した。障害者が支援技術を購入するのを援助するために代替りの金融手段の開発を認可した。

### **1999年勤労促進奨励法 (Ticket to Work and**

#### **Work Incentives Improvement Act of 1999)**

就労する多くの障害者のためにメディケイド（医療扶助）及び/またはメディケア（医療保険制度）の便益を容認した。

障害を持つ社会保障の受益者に選択と、雇用を追及するオプションと雇用サポートの選択肢の拡大を可能とする「労働チケットと自給自足」を提供した。

詳細については以下にご連絡ください。

U.S. Department of Labor, Office of Disability Employment Policy

200 Constitution Avenue, N.W., Room S1303, Washington, D.C. 20210

(202) 693-7880 音声代表番号、(202) 693-7888 ファックス代表番号、(202) 693-7881 TTY代表番号

[www.dol.gov/odep](http://www.dol.gov/odep)

